

非該當決定取消す。  
左の者の先非該當決定を取消す。  
國務大臣(内閣) 林 平馬  
内閣府職員

公告第一号中八七五段第三四行目  
「崇仁親王」を「一〇一頁第三三三行目  
「親仁王」に「〇一頁第三三三行目」

昭和二十二年十月三十一日  
大藏地方裁判所

看做し本日突如の宣告を爲したり。  
昭和二十二年十月三十日  
函館地方裁判所

十五日死亡したものと看做された。  
昭和二十二年十月三十日  
広島地方裁判所

# 官報

### 法律

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律をここに公布す

## 御名御璽

昭和二十二年十二月十二日  
内閣總理大臣 片山 哲

### 法律第六十六号

この法律は、この法律施行の廳現に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、職員、雇員、人及び工員であつて、當時給與に服する者に對し、その者の受ける給與の月額に相當する金額を一時事当として支給する。  
前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與及び同項の一時手当の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣がこれを定める。  
附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。

大藏大臣 栗栖 純夫  
内閣總理大臣 片山 哲

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應念措置に關する法律をここに公布す。

## 御名御璽

昭和二十二年十二月十二日  
内閣總理大臣 片山 哲

### 法律第六十七号

政府は、官吏その他政府職員以下職員といひ、職員の出張又は職員の死亡當時その收入によつて生活を維持してゐる者に對する給與を労働基準法(雇員たる職員に對するは、給與法)の定める労働條件に相當するものとする。労働法の定める給與に相當するものが、当該基準による給與の額又は給付の額に達しないときは、その基準による給與の額又は給付の額に達するまで給與を増額して支給する。  
前項の場合において、同項の規定により増額して支給する給與と従前の例による給與との調整及び同項の規定による給與の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣がこれを定める。  
附則  
この法律は、労働基準法第三十七條(給與法)に於ては第六十七條の規定による時間外、休日及び深夜の割増賃金に相當する給與については昭和二十二年七月一日以後、同法中その他九月一日以後、失業保険法の給付に相當する給與については同年十一月一日以後の給與を支給すべき事由の生じた給與につき、これを適用する。

大藏大臣 栗栖 純夫  
内閣總理大臣 片山 哲

財務局及び稅務署に在勤する政府職員に對する稅務特別手当の支給に關する法律をここに公布す。

## 御名御璽

昭和二十二年十二月十二日  
内閣總理大臣 片山 哲

### 法律第六十八号

政府は、財務局又は稅務署に在勤する官吏、雇託及び雇員(以下職員といひ)が所屬局長の長命により出張して、國稅の調査、検査その他事務又はその補助事務に従事し、その事務に從事した時間が一日につき五時間を超えた場合には、当該職員に對し、その一日につき、当該職員を受け休む給與又は料月額の二十五分の一に左に掲げる割合を乘じて計算した金額を稅務特別手当として支給する。  
一 國稅の調査若しくは検査事務又はその補助事務に從事する場合には、四割  
二 國稅の滯留処分事務又はその補助事務に従事する場合には、五割  
前項の場合において、その事務の執行に當り当該職員が生命又は身体に著しい危険を及ぼす虞があると認められるときは、一日につき、五十円を前項の規定により計算した金額に加算することができる。  
前項の危険の範圍その他稅務特別手当の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣がこれを定める。  
附則  
この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

大藏大臣 栗栖 純夫  
内閣總理大臣 片山 哲

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布す。

## 御名御璽

昭和二十二年十二月十二日  
内閣總理大臣 片山 哲

### 法律第六十九号

地方自治法の一部を次のように改正する。  
第三編 特別地方公共團體及び地方公共團體に關する特別地方自治法目次  
第一章 特別地方公共團體  
第二章 特別地方公共團體の組合  
第三章 特別地方公共團體の協議會  
第四章 特別地方公共團體の組合を  
特別地方公共團體の組合  
特別地方公共團體の協議會  
特別地方公共團體の組合  
特別地方公共團體の協議會  
特別地方公共團體の組合  
特別地方公共團體の協議會

大藏大臣 栗栖 純夫  
内閣總理大臣 片山 哲

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布す。

## 御名御璽

分をしたときは、内閣總理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならぬ。  
第八條 市となるべき普通地方公共團體は、左に掲げる要件を具備していなければならぬ。  
一 人口三万以上を有すること。  
二 当該普通地方公共團體の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。  
三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に屬する者の数が、全人口の六割以上であること。  
四 前各号に定めるものの外、当該普通府縣の條例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。  
町となるべき普通地方公共團體は、当該普通府縣の條例で定める町としての要件を具備していなければならない。  
町を市とし若しくは市を町とするとする処分又は村を町とし若しくは町を村とするとする処分は、前條第一項、第四項及び第五項の例によりこれを行うものとする。  
第十四條 普通地方公共團體は、法令に違反しない限りにおいて第二條第

大藏大臣 栗栖 純夫  
内閣總理大臣 片山 哲

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布す。

## 御名御璽













計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年の保料定率と昭和二十二年の保料の収入不足を彌和するため、一般会計から大蔵省預金特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定に繰入金をする。但し、その金額は、大蔵省預金特別会計については、十億九千六百二十万四千円、國有鉄道事業特別会計については、五十九億九千三百九十四万円、通信事業特別会計については、三千億二万円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定については、八千八百七十八万四千円、同会計の年金勘定については、二百五十九万七千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定から、各々その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰入れなければならない。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

大蔵大臣 栗栖 越夫  
逓信大臣 北村 藤太郎  
文相大臣 三木 武夫  
内閣総理大臣 片山 哲

御名 御璽

又は辨別部分辨又は仮辨をなしてはならない。  
第一項の規定に基く支拂があつた場合において、当該支拂を行った者は、第三條(第四款)において、前條又は第四條に規定する工事の完了後、又はその第三條に規定する工事の完了後、

昭和二十二年十二月十二日  
内閣総理大臣 片山 哲

法律第七十号  
支拂請求内訳書  
第一條 連合隊軍又は特別調達隊の任務に關する工事の完成、物の生産等に關する役務の給付に關し、國に對し、自己又は他人が提供し、國物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める形式により、支拂請求内訳書を作成し、これに於て、材料及び勞務並びに役務以外の役務で第三者の提供し、材料については、その品目、規格、品質、數量及び價額、勞務については、その勞務者の職階別の員數及び賃金額、諸役務については、その種類及び價額の内訳を明記しなければならない。但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、当該物の生産又は役務の提供に關し使用された材料、勞務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としなす。

一 物價統制令(以下統制令)のある物又は役務  
二 統制のない物(但し、その價額の合計額を當事者とする請負契約又は請入契約の各契約金額の二分の一に相當する金額を超える。但し、範圍内におけるものに限る)

三 統制のない物(但し、その購入金額を合算し、第四條を含むに準用される公團の購入金額を含む。又、一の設計書出予算額の千分の三に相當する金額を超えない)

範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約に於て購入するもの。  
(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。

第九條 物の購入契約を除く外、第一條又は第四條に規定する工事の完了後、又はその第三條に規定する工事の完了後、

範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約に於て購入するもの。  
(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。

前項に規定する一般統制別賃金額は、主務大臣が報稱を以て、これを告示する。  
第一項の統制には、物價統制令第三條第一項但書の規定による許可に係る價格等の額を含む。

第十一條 政府職員(命令で定める法人の職員を含む)は、左の各号の一に該當する労働者は、若しくは、第二條第二項に規定する一般統制別賃金額

範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約に於て購入するもの。  
(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。

範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約に於て購入するもの。  
(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。

範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約に於て購入するもの。  
(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。

(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。

範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約に於て購入するもの。  
(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。

下請人は、給付者に対し、契約の履行後遅滞なく、前項において準用する額を提出しなければならない。  
下請人は、前項の義務を怠つたときは、これにより給付者に生じた損害を賠償するを負う。  
(請求及び支拂の効力)  
第六條 第一條に規定する代金又は報酬(國の雇する官吏、職員又は勞務者に対する國の直接の支拂を除く。以下本條中同じ)の請求権を有する者は、同條、第三條及び第九條第一項に規定する適法書類を提出し提出しなれば、その権利を行使することができない。  
政府職員(命令で定められた者)その他の者を含む。以下同じ)は、第一條、第三條及び第九條第一項に規定する適法書類の提出がなければ、第二條に規定する代金又は報酬を支拂つてはならない。

第一項の規定は、第四條に規定する代金又は報酬の有する者には、前項の規定は、地方公共団体又は地方公共団体の職員(前条及び前項)にこれを準用する。

第七條 前條の規定は、第一條又は第四條に規定する物の生産その他の役務の給付に關する契約の履行後において代金又は報酬(契約の履行後において代金又は報酬)に相當する旨の契約に於て交付する金額を含む)の部分拂又は仮拂をなす旨の約定がある場合における当該金額の請求及び支拂については、これを適用する。

第八條 前條の規定は、地方公共団体又は地方公共団体の職員(地方公共団体又は地方公共団体の職員を含む)は、第九條第一項の規定による内訳書の提出がなければ、前項に規定する代金

第五條 第一條(同條但書第二号及び第三号を除く)、第二條及び第三條の規定は、第一條又は前條に規定する契約の履行に關し、使用された物又は役務を給付者に対し提供し、その代金又は報酬を請求しようとする者(以下下請人といふ)に、これを準用する。

範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約に於て購入するもの。  
(賃料及び賃金の計算)  
第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。  
一 材料及諸役務の價額は、實際使用された數量及び  
二 賃金額は、職階ごとに、實際使用された員數及び勞務使用当時の一般統制別賃金額を超えない賃金額による。







十四條の違反行為を爲したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して同條の規定を科する。

第二十八條 第八條の規定に違反して、酒類配給公團を用いた者又はこれを類似する名稱を用いた者は、これを一万円以下、過料に処する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月十一日からこれを施行する。

第二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は経済安定本部廃止の時四月一日から早いほうの効力を失ふ。

酒類配給公團後、前項の時に解散する。但し、その時までになした行爲に対する罰則の適用及び酒類配給公團の清算に関しては、この法律は、その時に従ふなおその効力を有する。

第三條 酒類配給公團が成立したときは、酒類配給公團又は組合は解散する。

前項の規定による酒類配給会社又は組合の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとすに改正する。

第四條 政府は、設立委員を命じて、酒類配給公團の設立に関する事務を処理させる。

第五條 設立委員は、定款を作成し、主務大臣及び経済安定本部事務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく其本金の拂込を請求しなければならない。

第六條 其本金の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を酒類配給公團の組織に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けたときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

酒類配給公團は、設立の登記をすることに因り成立する。

第七條 第八條の規定は、この法律施行の際既に酒類配給公團という名稱又はこれに類似する名稱を用いて行つた者については、この法律施行後六箇月を限り、これを適用しない。

大藏大臣 栗橋 起夫  
内閣総理大臣 片山 哲

政令

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

昭和二十二年十二月十二日  
内閣総理大臣 片山 哲

御名 御璽

政令第百二十六号  
地方自治法施行令の一部を次のよう  
に改正する。

第十九條 補充選挙人名簿を調製するときは、市町村の選挙管理委員会及びその名の登録に関する申請期間中、当該議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿を選挙人の概算に供すなければならない。

補充選挙人名簿に登録すべき者が他の補充選挙人名簿に登録された者であることが判明したときは、市町村の選挙管理委員会、直ちにこれを関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

地方自治法第二十七條第六項の規

定による補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び申請並びに申請の方法及び期間等は、市町村の選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

地方自治法第二十七條第六項の規定により補充選挙人名簿を別製する場合においては、同法第二十七條第六項の規定による年齢及び住所の期間は、その簿の確定の期日よりこれを算定する。

第二十二條第一項中「都道府縣の選挙管理委員会」の定めるところによる「市町村の選挙管理委員会」がこれを定め、予め告示しなければならない」に改め、同條第二項を削る。

第二十三條第二項中第五項を「第四項」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年十二月二十日以後において行つた選挙については、地方自治法第二十六條及び第二十七條並びに昭和二十二年法律第二号(衆議院議員選挙法第二十二條の特例等)に関する件、の改正規定による補充選挙人名簿の調製に関する行為は、同日前においても、これをすることが出来る。

内務大臣 木村小左衛門  
内閣総理大臣 片山 哲

御名 御璽

昭和二十二年法律第七十一号  
政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

昭和二十二年法律第七十一号は、昭和二十二年十月十三日から、これを施行する。

政令第百六十五号  
昭和二十二年法律第七十一号は、昭和二十二年十月十三日から、これを施行する。

内閣総理大臣 片山 哲

内閣総理大臣 片山 哲  
外務大臣 片田 均  
大藏大臣 栗橋 起夫  
司法大臣 鈴木 義男  
文部大臣 森戸 辰男  
厚生大臣 一松 定吉

内閣総理大臣 片山 哲  
内閣総理大臣 片山 哲  
商工大臣 水谷長三郎  
運輸大臣 北村徳太郎  
通信大臣 米窪 滿亮  
労働大臣 米窪 滿亮

省 總理廳令

内閣総理大臣 片山 哲  
外務省令 第五号  
農林省令 第五号  
文部省令 第五号  
厚生省令 第五号  
労働省令 第五号

昭和二十二年法律第七十一号政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第一條の規定により作成する支拂請求状を定める件を次のように制定する。

昭和二十二年十一月十二日  
内閣総理大臣 片山 哲  
外務大臣 片田 均  
内務大臣 木村小左衛門  
大藏大臣 栗橋 起夫  
司法大臣 鈴木 義男  
文部大臣 森戸 辰男  
厚生大臣 一松 定吉  
農林大臣臨時代理 片山 哲  
内閣総理大臣 片山 哲

商工大臣 大谷長三郎  
運輸大臣 北村徳太郎  
通信大臣 米窪 滿亮  
労働大臣 米窪 滿亮

第一條 昭和二十二年法律第七十一号(以下法という)請求の規定により作成する支拂請求状の書式は、別紙の書式による。

第二條 第九條の規定により提出する見積内訳書の書式は、前項に規定する支拂請求内訳書の書式を准用する。

第三條 特別の事情により前條第一項(第二項)において準用する場合を含むに定める書式によりなされた場合においては、各省各廳の長が、大藏大臣と協議して、別の書式を定めることが出来る。

第三條 法第十條第二項の規定により、政府が、同條第二項の規定に都道府縣の吏員又は公團の職員を從事させる場合又は、当該都道府縣又は公團の長に協議した上当該都道府縣に充分なる知識経験を有する者をしてその事務に従事させなければならない。

法第十條第一項の当該官吏又は前項の吏員若しくは職員が同條第二項の事務に従事する場合に於ては、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第四條 法第十一條の規定により命令で定める法人は、左に掲げる法人とする。

地方公共團體  
北海道土功組合  
同協同建設會  
農業會  
耕地整理組合  
水利組合  
漁業會  
森林組合  
その他大藏大臣の指定する法人

第五條 法附則第四條の規定により提出する見積内訳書は、法施行の日から、三十日以内にこれを提出しなければならない。

附則  
この政令は、法施行の日から、これを施行する。

附則  
この政令は、法施行の日から、これを施行する。

別紙書式

I 区分

第一欄

支拂請求内訳書

区 分	材	品 目	規 格	品 質	数 量	単 位	單 價	金 額	摘 要
	料 費								

計

第二欄(法第一條但書第二号に該当するもの)

区 分	品 目	規 格	品 質	数 量	単 位	單 價	金 額	摘 要

計

第三欄(法第一條但書第三号に該当するもの)

区 分	品 目	規 格	品 質	数 量	単 位	單 價	金 額	摘 要

計

第四欄

区 分	勞 務 費	職 種	員 数	單 價	金 額	摘 要

計

第五欄

区 分	諸 役 務 費	種 類	数 量	單 位	單 價	金 額	摘 要

計

第六條 其本金の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を酒類配給公團の総裁に引き継がなければならぬ。

市町村の選挙管理委員会は、直ちにこれを関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。地方自治法第二十七條第六項の規

御名 御璽

文部大臣 河野大  
厚生大臣 吉田大  
農林大臣臨時代理 片山 晋  
内務大臣 片山 晋

この省令は、法施行の日から、これを施行する。





